

## 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

### <説明>

飲食用容器等のポイ捨てや犬のふんの放置（以下「ポイ捨て等」という。）は、道路、公園など公共の場所及び道路などに隣接する植込み・花壇等に多く見られ、地域の環境を悪化させることで周辺住民や利用者などに迷惑や不快な思いをさせるなど、様々な問題が指摘されています。

このような諸問題を未然に防止するため、市民等、事業者及び市の相互協力のもと、ポイ捨て等を規制することにより、ごみの散乱のない地域の清潔できれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を保持することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食用容器等 飲食物を収納し、又は収納していた袋、ペットボトル、缶その他の容器及びチューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 犬の飼い主 犬を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) ポイ捨て等 飲食用容器等をごみ箱等の回収容器以外の場所に捨てること及び犬の飼い主が飼い犬のふんを放置することをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 所有者等 市内において、土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。

### <説明>

- (1) ポイ捨ての対象とする物については、お菓子等の袋、ペットボトル、空き缶その他の容器及びチューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものを定義しています。
- (2) 犬を所有する者、自宅等で飼っている者、または管理している者を定義しています。
- (3) 飲食用容器等をごみ箱等の決められた回収容器以外の場所に捨てること、及び犬の飼い主が公共の場所等で飼い犬がしたふんを放置することを定義しています。
- (4) 市内の居住者、在勤者、または通勤、通学、買い物、旅行などで市内に滞在したり通過する者を対象と定義しています。
- (5) 市内で事業活動を事業者を対象と定義しています。
- (6) 道路などに隣接する植込み・花壇、空き地、山林、庭、駐車場、建物の敷地等を市内において所有し、または管理している者を定義しています。
- (7) ポイ捨て等の規制の対象とする場所については、市内全域の道路、広場、公園、河川などで、市民等が自由に通行できる公共の場所及び他人が所有する道路などに隣接する植込み・花壇、空き地、庭、駐車場、建物の敷地等と定義しています。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨て等の防止に係る意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

<説明>

市は、この条例の目的である、ごみの散乱のない地域の清潔できれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境の保持を達成するための施策の推進と、条例の趣旨、目的を周知する活動など、制度の普及啓発と併せ、市民等、事業者及び所有者等の自主的な取組を支援するよう努めなければならないことを規定しています。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、公共の場所等で自ら生じさせた飲食用容器等を持ち帰り、又はごみ箱等の回収容器に収納しなければならない。

2 市民等は、地域におけるポイ捨て等を防止するため、清潔できれいなまちづくりの推進への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

<説明>

市民等は、ポイ捨てのきっかけとなる飲食用容器等の自宅への持ち帰り、及びごみ箱等の決められた回収容器へ捨てることを規定しています。

また、この条例の目的である、ごみの散乱のない地域の清潔できれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境の保持を達成するため、意識を高めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めなければならないと規定しています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ポイ捨て等を防止するため、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努めるとともに、ポイ捨て等の防止に向けた意識の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

<説明>

事業者は、この条例の目的である、ごみの散乱のない地域の清潔できれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境の保持を達成するため、事業所及びその周辺など事業活動を行う地域において、地域の一員として清掃活動を行い、ポイ捨て等をされないよう意識啓発やその他の必要な措置を講じるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めなければならないと規定しています。

(犬の飼い主の責務)

第6条 犬の飼い主は、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを回収し、自宅に持ち帰った上で適正に処理しなければならない。

<説明>

犬の飼い主は、散歩や運動等で公共の場所等に飼い犬を連れ出す際に生じるふんについて、他人に迷惑を掛けないよう直ちに回収し、自宅に持ち帰り適正に処理することを規定しています。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物等にポイ捨て等をされないように必要な措置を講じるよう努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

<説明>

所有者等は、市内において所有し、または管理している道路などに隣接する植込み・花壇、空き地、山林、庭、駐車場、建物又は工作物等にポイ捨て等をされないように必要な措置を講じるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めなければならないと規定しています。

(ポイ捨て等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所等にポイ捨て等をしてはならない。

<説明>

何人も、公共の場所等において「ポイ捨て」及び「犬のふんの放置」をしてはならないことを禁止行為として規定しています。

「犬のふんの放置」においては、公共の場所等の土の中に埋めたりする行為も禁止行為としています。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう口頭により指導し、又は書面により勧告することができる。

<説明>

市長は、公共の場所等において「ポイ捨て」及び「犬のふんの放置」の禁止行為を行った者に対し、口頭により原状回復及び是正措置等を行うように指導、または書面により勧告することができるよう規定しています。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

<説明>

市長は、勧告に従わない場合、その者に対して、その勧告に従うように命令することができることを規定しています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<説明>

この条例に規定する事項の他、条例の施行に関して必要な事項は、施行規則で定めることを規定しています。

(罰則)

第12条 第10条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

<説明>

市民等が公共の場所等において、「ポイ捨て」及び「犬のふんの放置」の禁止行為をし、さらに市からの命令に従わなかった違反者は、2万円以下の罰金の適用を規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定は、平成23年1月1日以後に第8条の規定に違反した場合に係る第9条の規定による勧告に違反した者に対して適用する。

<説明>

条例の施行日を定めるものであります。

附 則 (平成24年大和市条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、平成25年1月1日以降に第8条の規定に違反した場合に係る改正後の第10条の規定による命令に違反した者に対して適用する。

<説明>

改正となる条例の施行日を定めるものであります。また、第12条の規定の適用日を定めるものであります。